

平成27年度第2回 函館市生活交通協議会資料

- 資料1 平成26年度事業報告書
- 資料2 平成26年度決算書
- 資料3 平成27年度補正予算案
- 資料4 函館市関係バス路線の再編について
- 資料5 函館市地域公共交通網形成計画の策定について
- 資料6 函館市地域公共交通再編調査について
- 資料7 函館市生活交通協議会と函館市路面電車整備推進協議会の統合について
- 資料8 函館市生活交通協議会設置要綱の改正について

平成 26 年度事業報告書

1 協議会開催状況 【協議会 6 回、ワーキンググループ会議（WG） 4 回】

開催日	協議会	主な協議内容
H26. 5. 19	第 1 回WG会議	H26 事業内容について
H26. 5. 23	第 1 回函館市生活交通協議会	H26 事業内容について
H26. 8. 20	第 2 回WG会議	公共交通路線再編案について 交通結節点整備案について
H26. 9. 4	第 2 回函館市生活交通協議会	公共交通路線再編案について 交通結節点整備案について
H26. 10. 14	第 3 回函館市生活交通協議会	函館市関係バス路線の再編について
H26. 11. 26	第 3 回WG会議	公共交通路線再編案について 交通結節点整備案について
H26. 12. 2	第 4 回函館市生活交通協議会	公共交通路線再編案について 交通結節点整備案について
H27. 1. 19	第 5 回函館市生活交通協議会 (書面開催)	協議会設置要綱の改正について
H27. 2. 6	第 4 回WG会議	函館市関係バス路線の再編について 生活交通ネットワーク計画の策定について
H27. 2. 24	第 6 回函館市生活交通協議会	函館市関係バス路線の再編について 生活交通ネットワーク計画の策定について

2 調査事業

○ 函館市地域公共交通第二次調査事業

函館市地域公共交通総合連携計画を基に、新たな路線の経路や運行頻度から、各路線区間利用者数、拠点での乗り継ぎ利用者数を算出し、複数の乗継パターンによるケーススタディを実施。乗継施設の設置場所について、資料収集や現地調査などを行い、「函館市生活交通ネットワーク計画」を策定した。

平成 26 年度決算書

(函館市地域公共交通第二次調査事業関係分)

歳 入

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
補助金	3,000,000	3,000,000	0	国庫補助金(地域公共交通 確保維持改善事業費補助金)
負担金	1,000,000	992,544	△7,456	函館市負担金
その他収入	0	74	74	預金利息
合 計	4,000,000	3,992,618	△7,382	

歳 出

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
需用費	31,000	23,544	△7,456	協議会関係経費
委託料	3,969,000	3,969,000	0	地域公共交通調査 事業委託費
合 計	4,000,000	3,992,544	△7,456	

歳 入 - 歳 出

(単位：円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
合 計	0	74	74	

歳入歳出差引残額 74 円は、平成 27 年度へ繰り越す。

(歳入決算額 3,992,618 円 - 歳出決算額 3,992,544 円 = 歳入歳出差引残額 74 円)

監 査 報 告 書

函館市生活交通協議会の平成26年度収支決算につきまして、関係帳簿、その他の書類を監査致しましたところ、いずれも適正かつ正確でありましたことを認めます。

平成27年5月27日

監事

奥平

理 

監事

梶飼 光裕



平成 27 年度補正予算案

(地域公共交通再編調査事業関係分)

歳 入

(単位:円)

科 目	当初予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	説 明
補助金	9,926,000	△2,433,000	7,493,000	国庫補助金(地域公共交通 確保維持改善事業費補助金)
負担金	0	2,455,000	2,455,000	函館市負担金
繰越金	0	74	74	
その他収入	0	38	38	預金利息
合 計	9,926,000	22,112	9,948,112	

歳 出

(単位:円)

科 目	当初予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	説 明
需用費	18,000	22,192	40,192	協議会関係経費
委託料	9,908,000	△80	9,907,920	地域公共交通再編調 査事業委託費
合 計	9,926,000	22,112	9,948,112	

- (1) 見直しの時期:平成27年11月1日
 (2) 見直しの内容:経路変更→バス路線の一部廃止区間が、協議会の承認事項
 (3) 路線の概要(運行系統図 別添)

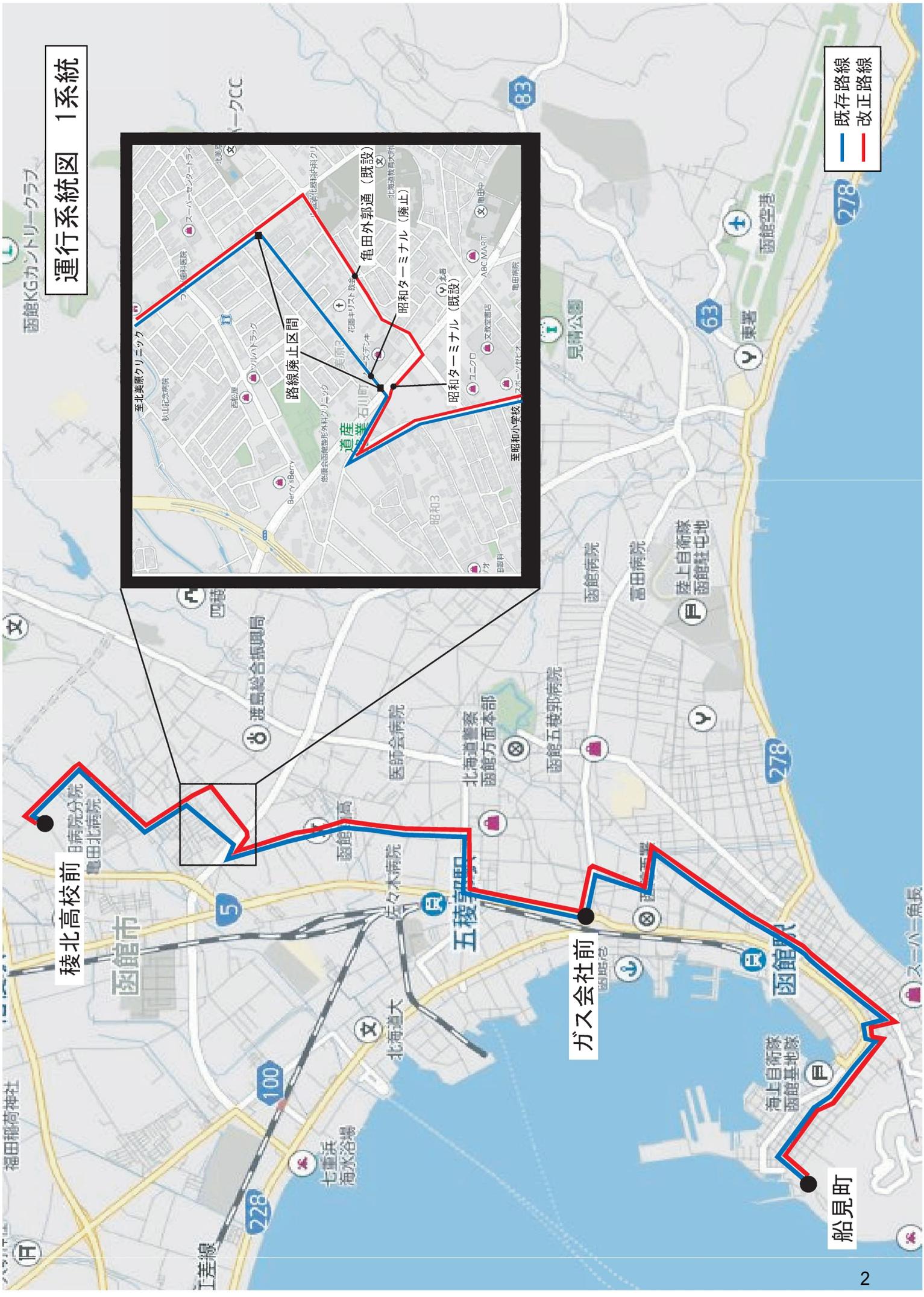
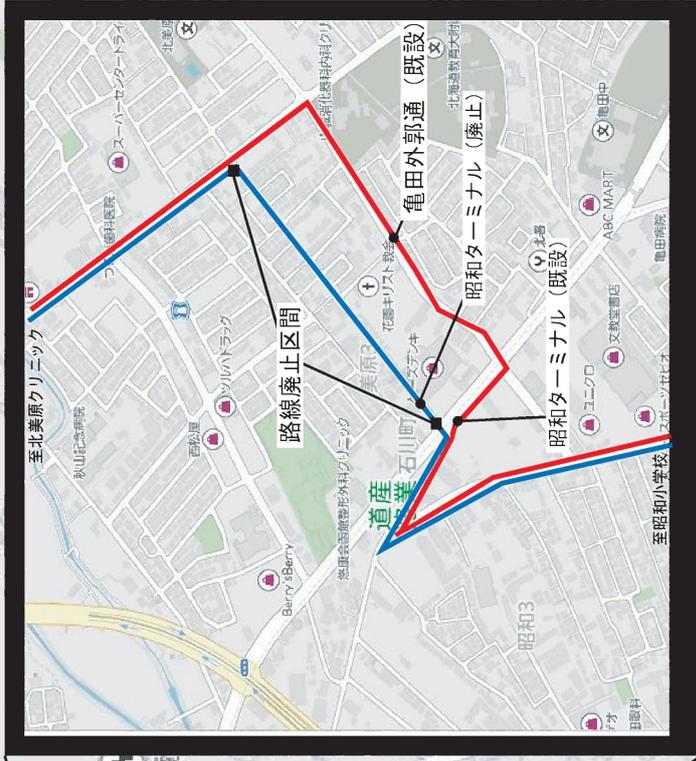
	<現行>	<見直し後>
運行経路 1系統	稜北高校前～昭和ターミナル～ガス会社前～船見町	稜北高校前～ <u>亀田外郭通</u> ～昭和ターミナル～船見町
運行回数	平日 1.0回 土日祝 0.5回	変更無し
系統キロ	14.4km	14.6km
運行系統 81系統	稜北高校前～昭和ターミナル～五稜郭～富川会館前	稜北高校前～ <u>石川学園台</u> ～ <u>新都市病院正門前</u> ～昭和ターミナル～富川会館前
運行回数	平日 1.0回 土日祝運休	変更無し
系統キロ	21.9km	変更無し
運行系統 90系統	銭亀沢中学校前～昭和ターミナル～稜北高校前	銭亀沢中学校前～昭和ターミナル～ <u>新都市病院正門前</u> ～ <u>石川学園台</u> ～稜北高校前
運行回数	平日 0.5回 土日祝 0.5回	変更無し
系統キロ	22.8km	変更無し
運行系統 106系統	《往路》稜北高校前～昭和ターミナル～函館駅前 《復路》函館駅前～昭和ターミナル～ <u>稜北高校前</u>	《往路》稜北高校前～ <u>石川学園台</u> ～ <u>新都市病院正門前</u> ～昭和ターミナル～函館駅前 《復路》函館駅前～昭和ターミナル～白鳥町～函館駅前 ※復路のみ既設のループと同一系統へ経路変更
運行回数	平日 1.5回 土日祝運休	平日 1.0回 土日祝運休
系統キロ	往復同一 11.7km	往路 11.7 km 復路 16.3 km

(4) 見直しの考え方

- ・ 上記の4つ系統の系統で、共通する、バス路線の一部区間(ケーズデンキの横通り:別途 運行系統図参照)において、道路幅が狭く、通常のバス路線より積雪の影響が大きいため、経路変更し、遅れ解消と安全性向上を図る。
- ・ なお、この見直しにより、廃止停留所「昭和ターミナル」が発生するが、利用が非常に少ないことと(別途 停留所別乗降データ参照)、対応バス停である、産業道路沿いの「昭和ターミナル」まで約50mと近接しているため、利用者に不便をかけるものではない。また、見直し後は、新たに停車するバス停も増えるため、利用者の利便性向上にもつながる。
- ・ 106系統については、朝、稜北高校まで運行している便が、見直すことにより、稜北高校を経由しなくなるが、別の対応便があるため、(別途 106系統時刻表参照)利用者に、迷惑をかけるものではない。

- (5) 関係機関への説明 北海道函館稜北高等学校

運行系統図 1系統



— 既存路線
— 改正路線

1系統(稜北高校)時刻表

【現行】

《往路》		船見町	16:40
系統番号		十字街	16:27
1稜北 平日		棒二森屋前	16:21
		宮前町	16:13
		ガス会社前	16:11
		五稜郭駅前	16:05
		昭和ターミナル	15:53
		北美原クリニック前	15:52
		稜北高校入口	15:48
		稜北高校前	15:47
《復路》		船見町	16:40
系統番号		十字街	16:27
1稜北 平日		棒二森屋前	16:21
		宮前町	16:13
		ガス会社前	16:11
		五稜郭駅前	16:05
		昭和ターミナル	15:53
		北美原クリニック前	15:52
		稜北高校入口	15:48
		稜北高校前	15:47

《復路》		船見町	7:18
系統番号		十字街	7:27
1稜北 平日		棒二森屋前	7:32
		宮前町	7:40
		ガス会社前	7:42
		五稜郭駅前	7:47
		昭和ターミナル	8:01
		北美原クリニック前	8:02
		稜北高校入口	8:06
		稜北高校前	8:16
《往路》		船見町	7:18
系統番号		十字街	7:27
1稜北 平日		棒二森屋前	7:32
		宮前町	7:40
		ガス会社前	7:42
		五稜郭駅前	7:47
		昭和ターミナル	8:01
		北美原クリニック前	8:02
		稜北高校入口	8:06
		稜北高校前	8:16

路線の廃止区間にある、バス停『昭和ターミナル』は廃止。対応バス停として、産業道路側のバス停『昭和ターミナル』がある。(距離約50m)

【見直し後】

《往路》		船見町	16:40
系統番号		十字街	16:27
1稜北 平日		棒二森屋前	16:21
		宮前町	16:13
		ガス会社前	16:11
		五稜郭駅前	16:05
		昭和ターミナル	15:53
		北美原クリニック前	15:50
		稜北高校入口	15:46
		稜北高校前	15:45
《復路》		船見町	16:40
系統番号		十字街	16:27
1稜北 平日		棒二森屋前	16:21
		宮前町	16:13
		ガス会社前	16:11
		五稜郭駅前	16:05
		昭和ターミナル	15:53
		北美原クリニック前	15:50
		稜北高校入口	15:46
		稜北高校前	15:45

《復路》		船見町	7:18
系統番号		十字街	7:27
1稜北 平日		棒二森屋前	7:32
		宮前町	7:40
		ガス会社前	7:42
		五稜郭駅前	7:47
		昭和ターミナル	8:01
		亀田外郭通◎	8:02
		北美原クリニック前	8:04
		稜北高校入口	8:08
		稜北高校前	8:16
《往路》		船見町	7:18
系統番号		十字街	7:27
1稜北 平日		棒二森屋前	7:32
		宮前町	7:40
		ガス会社前	7:42
		五稜郭駅前	7:47
		昭和ターミナル	8:01
		亀田外郭通◎	8:02
		北美原クリニック前	8:04
		稜北高校入口	8:08
		稜北高校前	8:16

◎バス停「亀田外郭通」が、新規に停車するバス停となる。(既設バス停)

運行系統図 81系統



稜北高校前

亀田支所前

市立函館病院前

五稜郭

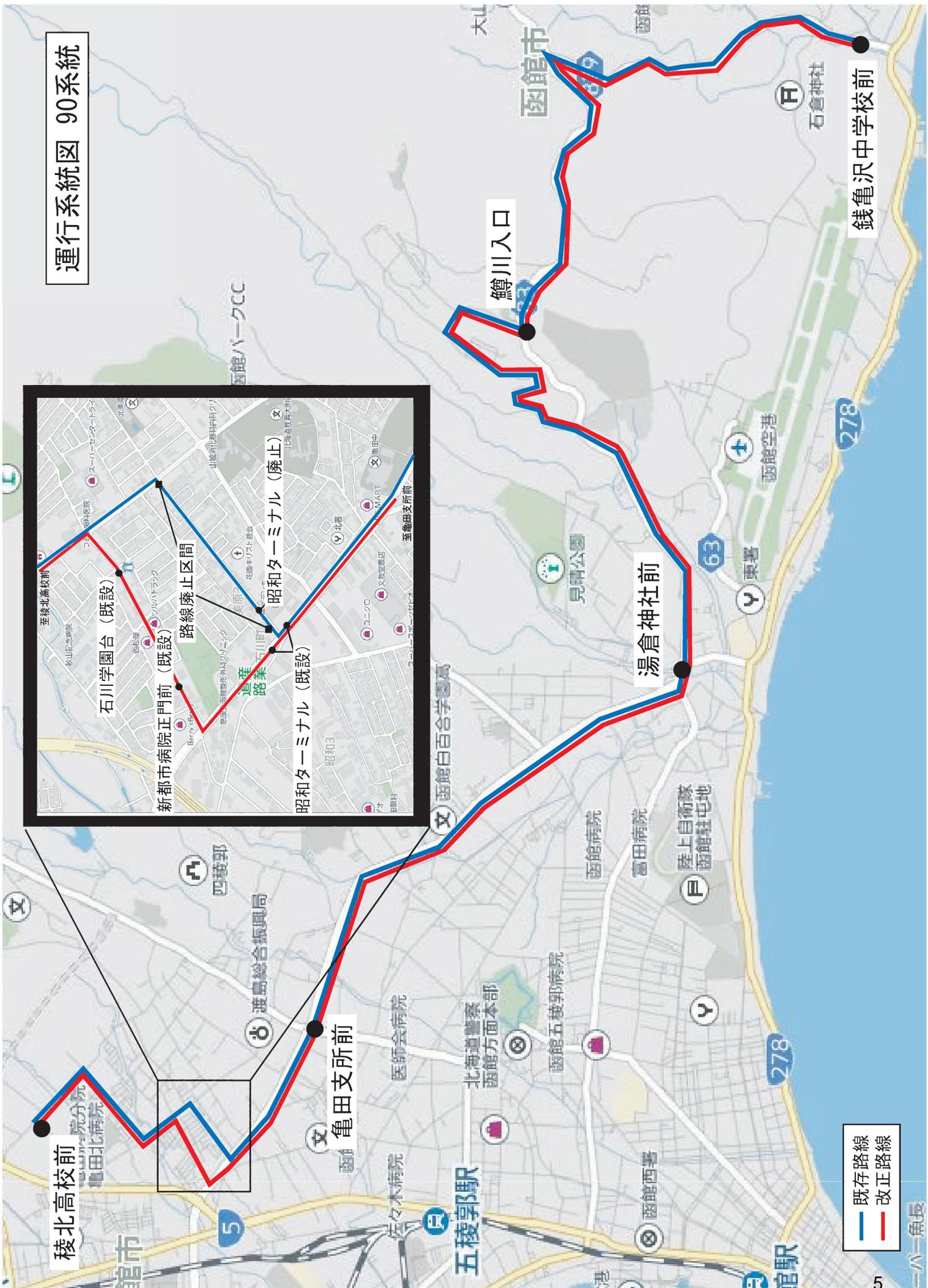
五稜郭駅

富川会館前

— 既存路線
— 改正路線



運行系統図 90系統

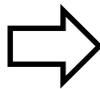


— 既存路線
— 改正路線

81, 90系統(稜北高校)時刻表

【現行】

《往路》		富川会館前	17:25
《復路》		五稜郭	16:41
《廃止》		亀田支所前	16:29
《廃止》		昭和ターミナル	16:24
《廃止》		北美原クリニック前	16:22
《廃止》		稜北高校入口	16:16
《廃止》		稜北高校前	16:15
系統番号	平日		
81稜北	平日		
81稜北	平日		



路線の廃止区間にある、バス停『昭和ターミナル』は廃止。対応バス停として、産業道路側のバス停『昭和ターミナル』がある。(距離約50m)

【見直し後】

《往路》		富川会館前	17:25
《復路》		五稜郭	16:41
《既設》		亀田支所前	16:29
《既設》		昭和ターミナル	16:25
《既設》		新都市病院正門前◎	16:23
《既設》		石川学園台◎	16:22
《既設》		北美原クリニック前	16:21
《既設》		稜北高校入口	16:15
《既設》		稜北高校前	16:14
系統番号	平日		
81稜北	平日		
81稜北	平日		

《復路》		稜北高校前	8:08
《復路》		稜北高校入口	8:07
《復路》		北美原クリニック前	8:01
《廃止》		昭和ターミナル	7:59
《廃止》		亀田支所前	7:55
《廃止》		銭亀沢中学校前	7:05
系統番号	平日		
90稜北	平日		

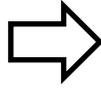
《復路》		稜北高校前	8:09
《復路》		稜北高校入口	8:08
《復路》		北美原クリニック前	8:02
《復路》		石川学園台◎	8:01
《復路》		新都市病院正門前◎	8:00
《既設》		昭和ターミナル	7:59
《既設》		亀田支所前	7:55
《既設》		銭亀沢中学校前	7:05
系統番号	平日		
90稜北	平日		

◎バス停「石川学園台」「新都市病院正門前」が、新規に停車するバス停となる。(既設バス停)

106系統(稜北高校)時刻表

【現行】

《往路》		廃止	
系統番号		函館駅前	
		五稜郭	
		亀田支所前	
		昭和ターミナル	
		北美原クリニック前	
		稜北高校入口	
		稜北高校前	
106稜北	平日	15:54	15:55
		16:04	16:07
106稜北	平日	17:05	17:12
		17:15	17:32
		17:18	17:49



《復路》		廃止	
系統番号		函館駅前	
		五稜郭	
		亀田支所前	
		昭和ターミナル	
		北美原クリニック前	
		稜北高校入口	
		稜北高校前	
106稜北	平日	7:22	7:37
		7:52	7:56
		7:58	8:04
		7:58	8:05

〇については、下記のとおり、産業道路沿いの昭和ターミナルには停車しますが、稜北高校方面には、行きません。

【見直し後】

《往路》		既設	
系統番号		函館駅前	
		五稜郭	
		亀田支所前	
		昭和ターミナル	
		新都市病院正門前◎	
		石川学園台◎	
		北美原クリニック前	
		稜北高校入口	
		稜北高校前	
106稜北	平日	15:53	15:54
		16:00	16:01
106稜北	平日	17:04	17:05
		17:11	17:12
		17:13	17:15
		17:18	17:32
		17:18	17:49

◎バス停「石川学園台」「新都市病院正門前」が、新規に停車するバス停となる。(既設バス)

《復路》		既設	
系統番号		函館駅前	
		五稜郭	
		亀田支所前	
		昭和ターミナル	
		稜北高校入口	
		稜北高校前	
130	対応	7:21	7:36
		7:47	7:47
106稜北	経路変更	7:20	7:35
		7:50	7:54
10-6	対応	—	7:56
		—	8:07
		—	8:08

〇に経路変更することで、稜北高校には行きませんが上記のとおり、130系統と10-6系統にて、対応可能

停留所別乗降データ

調査日：平成27年6月17日(水)

□ = 廃止停留所

系統名：1系統(稜北高校)

《往路》

停留所 運番号	停留所名	15:47発	
		乗車	降車
1	稜北高校前	1	1
2	稜北高校入口	0	1
3	石川町	0	1
4	石川町会館	0	1
5	石川町中央	0	1
6	北美原クリニック前	0	1
7	昭和タワーマイナル	0	1
8	昭和1丁目	1	1
9	昭和営業所前	11	12
10	昭和2丁目	5	17
11	昭和小学校前	1	17
12	昭和高台	17	17
13	桐花通中央	1	16
14	清尚学院・高台通	1	16
15	高台坂下	1	17
16	五稜郭駅前	4	13
17	五稜郭駅前	13	13
18	JR車両所前	2	11
19	大野新道入	2	11
20	亀田町	1	10
21	ガス会社前	2	11
22	宮前町	1	10
23	松川町	10	10
24	中の橋	10	10
25	大綱町	1	9
26	昭和通	9	9
27	若松町会館前	1	8
28	樺二森屋前	6	14
29	市役所前	14	14
30	金融公庫	2	12
31	銀座通	2	10
32	十字街	2	10
33	元町	1	9
34	公会堂前	3	6
35	孝生町	3	3
36	幸坂	1	4
37	入舟町	1	3
38	称名寺通	2	1
39	高竜寺前	1	0
40	船見町	0	0
合 計		29	29

系統名：81系統(稜北高校)

《往路のみ運行》

停留所 運番号	停留所名	16:15発		17:10発		
		乗車	降車	乗車	降車	
1	稜北高校前	0	0	2	2	
2	稜北高校入口	0	0	2	2	
3	石川町	0	0	2	2	
4	石川町会館	0	0	2	2	
5	石川町中央	0	0	2	2	
6	北美原クリニック前	0	0	2	2	
7	昭和タワーマイナル	0	0	2	2	
8	昭和タワーマイナル	0	0	2	2	
9	亀田中学校前	1	1	2	2	
10	亀田支所前	2	3	2	4	
11	富岡	3	3	4	4	
12	医師会病院前	3	3	4	4	
13	田家入口	1	4	4	4	
14	警察署前	1	3	1	5	
15	五稜郭公園入口	1	4	2	7	
16	五稜郭	17	21	16	23	
17	テーオーパースト前	1	22	1	24	
18	新世橋	22	22	24	24	
19	宮前町	22	22	24	24	
20	ガス会社前	1	23	24	24	
21	吉川町	23	23	2	26	
22	万年橋	1	24	1	25	
23	北浜町	24	24	25	25	
24	港	24	24	3	22	
25	港小学校通	1	23	22	22	
26	港小学校前	23	23	1	21	
27	市立函館病院	9	31	3	22	
28	港小学校前	31	31	22	22	
29	港小学校通	31	31	22	22	
30	港中学校前	3	28	1	23	
31	北大前	28	28	4	19	
32	七重浜1丁目	3	25	19	19	
33	七重浜	1	2	24	18	
34	石田文具・七重浜2	1	23	1	17	
35	七重浜7丁目	2	23	17	17	
36	野霊碑前	1	2	3	2	18
37	七重浜の湯前	2	20	1	17	
38	七重浜8丁目	2	18	1	16	
39	東久根別	3	15	3	13	
40	久根別小学校前	1	4	12	2	14
41	久根別	1	11	2	12	
42	東浜2丁目	2	9	1	11	
43	北斗市役所前	1	8	4	7	
44	北斗消防署	8	8	7	7	
45	上磯漁港前	1	7	7	7	
46	上磯駅前通	2	5	1	6	
47	太平洋セメント	1	4	6	6	
48	上谷好	1	3	1	5	
49	谷好住民センター	3	0	3	2	
50	谷川小学校前	0	0	2	0	
51	富川会館前	0	0	35	35	
合 計		37	37	35	35	

系統名：90系統(稜北高校)

《復路のみ運行》

停留所 運番号	停留所名	07:05発		
		乗車	降車	
1	亀沢中学校前	1	1	
2	ゴルフ場入口	0	1	
3	豊原町	0	1	
4	とちの木橋	0	1	
5	米原二区	0	1	
6	坂の下	0	1	
7	坂の下	0	1	
8	米原	0	1	
9	旭岡	1	1	
10	鱒川入口	1	1	
11	旭岡公園前	1	1	
12	旭岡団地	4	5	
13	旭岡団地	1	6	
14	旭岡2丁目	1	7	
15	旭岡幼稚園前	1	7	
16	旭岡小学校前	2	9	
17	西旭岡4区	9	9	
18	西旭岡一丁目	9	9	
19	トラビスチヌス入口	2	11	
20	上湯川小学校下	1	12	
21	湯川団地北口	1	11	
22	湯川団地中央	1	12	
23	湯川団地中央	1	13	
24	湯川団地北口	1	13	
25	戸倉中学校下	13	13	
26	戸倉町	13	13	
27	湯川小学校前	1	13	
28	湯倉神社前	6	2	17
29	湯倉神社道銀前	2	19	
30	湯川中学校前	3	16	
31	学園前	2	18	
32	日吉町1丁目	3	21	
33	花園町	1	21	
34	花園町	1	21	
35	花園団地通	2	17	
36	東本通	2	6	17
37	白百合学園前	1	18	
38	東山団地	1	19	
39	東山公園	1	19	
40	神山通	1	19	
41	中央小学校前	1	2	18
42	亀田支所前	2	16	
43	亀田中学校前	8	8	
44	昭和タワーマイナル	8	8	
45	北美原クリニック前	1	7	
46	石川町中央	7	7	
47	石川町会館	7	7	
48	石川町	7	7	
49	稜北高校入口	7	7	
50	稜北高校前	34	34	
合 計		34	34	

系統名：106系統(稜北高校)

《往路》

停留所 運番号	停留所名	15:54発		17:06発		
		乗車	降車	乗車	降車	
1	稜北高校前	0	0	8	8	
2	稜北高校入口	0	0	8	8	
3	石川町	0	0	8	8	
4	石川町会館	0	0	8	8	
5	石川町中央	0	0	1	9	
6	北美原クリニック前	0	0	1	9	
7	昭和タワーマイナル	0	0	1	9	
8	昭和タワーマイナル	5	5	1	9	
9	亀田中学校前	5	1	1	9	
10	亀田支所前	2	3	1	9	
11	中央小学校前	2	5	1	9	
12	神山通	1	4	1	3	7
13	鍛冶2丁目	4	4	1	3	7
14	鍛冶団地	1	3	1	6	
15	西畑病院前	2	1	3	9	
16	鍛冶保育園前	1	1	9	9	
17	五稜郭公園裏	1	1	9	9	
18	中央図書館前	1	1	8	8	
19	五稜郭公園入口	1	0	2	6	
20	五稜郭	1	0	2	6	
21	五稜郭	0	0	1	5	
22	中央病院前	0	0	1	5	
23	千代台	0	0	1	4	
24	堀川町	0	1	4	4	
25	昭和橋	0	0	4	4	
26	千歳町	0	0	1	3	
27	新川町	0	0	1	3	
28	松風町	0	0	1	2	
29	樺二森屋前	0	0	1	1	
30	函館駅前	0	0	1	0	
合 計		7	7	16	16	

《復路》

停留所 運番号	停留所名	07:22発		
		乗車	降車	
1	函館駅前	2	2	
2	松風町	1	3	
3	松風町	1	4	
4	新川町	4	4	
5	千歳町	4	4	
6	昭和橋	4	4	
7	堀川町	2	6	
8	千代台	1	7	
9	中央病院前	7	7	
10	五稜郭	7	7	
11	五稜郭公園入口	1	8	
12	中央図書館前	8	8	
13	五稜郭公園裏	8	8	
14	鍛冶保育園前	8	8	
15	西畑病院前	2	1	9
16	鍛冶団地	2	7	
17	鍛冶2丁目	3	10	
18	神山通	6	1	15
19	中央小学校前	1	1	15
20	亀田支所前	1	16	
21	亀田中学校前	1	5	
22	昭和タワーマイナル	11	5	
23	北美原クリニック前	1	4	
24	石川町中央	1	3	
25	石川町会館	1	2	
26	石川町	2	2	
27	稜北高校入口	2	2	
28	稜北高校前	2	0	
合 計		21	21	

《復路》

停留所 運番号	停留所名	07:18発		
		乗車	降車	
1	船見町	0	0	
2	高竜寺前	3	3	
3	称名寺通	3	3	
4	入舟町	3	3	
5	幸坂	3	3	
6	弥生町	1	4	
7	公会堂前	4	4	
8	元町	2	6	
9	十字街	1	7	
10	銀座通	5	12	
11	金融公庫	1	13	
12	市役所前	1	13	
13	樺二森屋前	13	13	
14	若松町会館前	13	13	
15	昭和通	2	15	
16	大綱町	1	14	
17	中の橋	1	15	
18	松川町	15	15	
19	宮前町	1	14	
20	ガス会社前	1	14	
21	亀田町	2	1	15
22	大野新道入	1	14	
23	JR車両所前	14	14	
24	五稜郭駅前	2	1	15
25	高台坂下	15	15	
26	清尚学院・高台通	15	15	
27	桐花通中央	3	18	
28	昭和高台	1	17	
29	昭和小学校前	2	15	
30	昭和2丁目	1	7	9
31	昭和営業所前	1	1	9
32	昭和1丁目	9	9	
33	昭和タワーマイナル	1	10	
34	北美原クリニック前	10	10	
35	石川町中央	2	8	
36	石川町会館	1	7	
37	石川町	7	7	
38	稜北高校入口	7	7	
39	稜北高校前	7	0	
合 計		27	27	

地域公共交通網形成計画の策定について

1 策定の理由

- ・平成25年度に函館市生活交通協議会において、今後の公共交通のあり方についての検討報告書を取りまとめ、この検討結果を踏まえて、平成26年5月に市が「地域公共交通総合連携計画」を策定し、当該連携計画が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による法定計画となった。
- ・平成26年11月に施行した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、「函館市地域公共交通総合連携計画」が法定計画ではなくなったことから、引き続き国の支援を受けるため、新たな法定計画として「地域公共交通網形成計画」の策定が必要となったため。

2 策定主体

- ・函館市

3 地域公共交通網形成計画について

- ・地域公共交通総合連携計画に以下の2点を追加する計画である。
 - (1) まちづくりとの連携
 - (2) 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築
- ・函館市生活交通協議会での協議を踏まえ、市が策定する。
- ・計画策定により、地域公共交通確保維持改善事業などの国が行う地域公共交通への支援拡大が図られる。

4 今後のスケジュール

- ・平成27年8月31日 : 第2回函館市生活交通協議会での協議
- ・平成27年9月 : 函館市政策会議の開催
- ・平成27年10月～11月 : パブリックコメントの実施
- ・平成27年11月 : 成案化
- ・平成27年11月～ : 国土交通大臣へ送付

函館市地域公共交通再編調査事業について

1 調査事業費 9,907,920円

┌	国庫補助金	7,493,000円
	函館市負担金	2,414,920円

2 事業の実施内容

市が策定を予定している地域公共交通網形成計画や、本協議会が策定した函館市生活交通ネットワーク計画をもとに、地域公共交通の再編を具体化するため、路線再編の実施計画や交通拠点の整備計画に関する調査を行い、形成計画の実施計画である地域公共交通再編実施計画を策定する。

実施項目	実施内容
地域公共交通再編に関する調査	○個別運行経路や運行水準, 料金体系, 乗継地点等の設定 ○評価手法の詳細検討
交通拠点整備に関する調査	○交通拠点の設置位置の設定 ○施設規模や整備手法の検討 ○交通拠点の基本設計
調査の取りまとめ	○関係者との協議資料作成 ○再編実施計画案の取りまとめ

3 調査の進捗状況

○ 地域公共交通再編に関する調査

函館市生活交通ネットワーク計画の結果を踏まえ、バスの配車、運転手のシフト等、経営的指標も含め、需要予測や経営効率などのシミュレーションを行っている。

○ 交通拠点整備に関する調査

函館市生活交通ネットワーク計画の結果を踏まえ、五稜郭、美原、湯川周辺の3ヶ所の交通拠点整備に向け、整備が想定される場所の現状について詳細調査を行っている。

特に、美原周辺については、亀田福祉センターと旧水道局亀田営業所の敷地に、亀田地区での統合施設を整備する計画があることから、統合施設整備と連携した形で交通拠点整備が可能となるよう、調査を行っている。

4 今後の主なスケジュール（予定）

平成27年度	地域公共交通網形成計画の策定（主体：市）
	地域公共交通再編実施計画の策定（主体：市）
平成28年度以降	具体的施策の実施（主体：交通事業者、市または協議会）

函館市生活交通協議会と函館市路面電車整備推進協議会の統合について

函館市路面電車整備推進協議会設置要領抜粋

○目的

地域公共交通確保維持改善事業の活用により路面電車事業の活性化と経営基盤の確立を目指し、「函館市交通事業経営計画」に基づいた実施計画を策定するため、函館市路面電車整備推進協議会を設置する。

○協議事項

軌道や車両の改良等に関する事項，路面電車における走行環境等の向上に関する事項，その他路面電車に係わる事項

○構成メンバー

函館市企業局交通部長，関係自治体，地方運輸局，住民・利用者の代表等

1 統合の経緯

これまで、函館市生活交通協議会では、市民生活に欠かすことのできない公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、今後の公共交通のあり方に関する検討について、バス交通を中心として進めてきたところである。

一方、函館市企業局交通部でも、「函館市路面電車整備推進協議会」を設置し、路面電車に関して、軌道や車両の改良，走行環境の向上に関する事項等について、協議を行ってきたところである。

こうしたなか、国においては、地域公共交通活性化再生法の一部改正に伴い、協議会の役割について、バス、鉄道といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現するための複数の輸送形態間の連携・横断的な観点から、関係者が集まり、協議する仕組みであるとの考え方が示されたところである。

2 統合の理由

今後、公共交通のあり方検討を進め、乗り継ぎ拠点の整備，乗継割引制度の充実，ICカードの導入等の施策を実施するためには、バスと電車の連携が必要であり，統合によって，路面電車に関する事項も本協議会で協議することで，その連携を強化する。また，本協議会と函館市路面電車整備推進協議会の構成メンバーがほぼ重複していることから，統合によって，会議の効率化を図る。

函館市生活交通協議会設置要綱の改正について

函館市生活交通協議会設置要綱について、以下のとおり改正することとしたい。

1 要綱改正の理由

函館市路面電車整備推進協議会との統合に伴い、本協議会の協議事項に路面電車の活性化と走行環境等の改善に関することを加えるほか、地方運輸局において、鉄軌道に関する業務を所管している部局の職員を構成委員として加える必要があるため。

また、第3条（組織）に関する表記を整理する。

2 要綱改正の内容

第2条（協議事項）に、路面電車の活性化と走行環境等の改善に関する事項を追加する。

第3条（組織）中「北海道運輸局函館支局長の指名する職員」を「北海道運輸局長の指名する職員」に改める。

第3条（組織）中「函館市企業局交通部長またはその指名する職員」を「函館市企業局長の指名する職員」に改める。

□函館市生活交通協議会設置要綱（関係分抜粋）

改正案	現 行
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実および路面電車の活性化と走行環境等の改善に関すること</p> <p>(2) 公共交通の走行環境整備に関すること</p> <p>(3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること</p> <p>(4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>(5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実に関すること</p> <p>(2) 公共交通の走行環境整備に関すること</p> <p>(3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること</p> <p>(4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項</p> <p>(5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項</p>

<p>(6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律 59 号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項</p> <p>（組 織）</p> <p>第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</p> <p>(4) 住民または利用者の代表</p> <p>(5) <u>北海道運輸局長の指名する職員</u></p> <p>(6) 渡島総合振興局長の指名する職員</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>(8) 交通管理者</p> <p>(9) 旅客鉄道事業者</p> <p>(10) 函館市長の指名する職員</p> <p>(11) <u>函館市企業局長の指名する職員</u></p> <p>(12) 公募による者</p> <p>(13) その他市長が特に必要と認める者</p>	<p>(6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律 59 号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項</p> <p>（組 織）</p> <p>第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体</p> <p>(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</p> <p>(4) 住民または利用者の代表</p> <p>(5) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員</p> <p>(6) 渡島総合振興局長の指名する職員</p> <p>(7) 道路管理者</p> <p>(8) 交通管理者</p> <p>(9) 旅客鉄道事業者</p> <p>(10) 函館市長の指名する職員</p> <p>(11) 函館市企業局交通部長またはその指名する職員</p> <p>(12) 公募による者</p> <p>(13) その他市長が特に必要と認める者</p>
--	---

3 就任依頼先および委員候補者（予定）

【北海道運輸局長の指名する職員】北海道運輸局鉄道部計画課長

函館市生活交通協議会設置要綱

(目 的)

第1条 函館市生活交通協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく協議ならびに函館市内における生活交通の確保方策等について検討するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 函館市内におけるバス生活路線の確保方策やサービスの充実および路面電車の活性化と走行環境等の改善に関すること
- (2) 公共交通の走行環境整備に関すること
- (3) 公共交通を中心とする交通体系に関すること
- (4) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (6) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成および実施に関する事項

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 住民または利用者の代表
- (5) 北海道運輸局長の指名する職員
- (6) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 旅客鉄道事業者
- (10) 函館市長の指名する職員
- (11) 函館市企業局長の指名する職員
- (12) 公募による者
- (13) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役 員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、委員の互選により定める。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループ委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 交通事業関係者
 - (3) 関係行政機関職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、函館市企画部に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第9条 函館市生活交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第10条 函館市生活交通協議会が解散した場合には、函館市生活交通協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正に伴い新たに選任される委員の任期については、第4条第1項ただし書きの規定を準用し、平成21年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。